《補足説明書》

徳島県県土整備部営繕課

委 託 業 務 名 R 1 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 プールスタンド改築他 設計業務

別途発注委託 無し

・本業務は、重点調査制度の(対象業務・対象外業務)である。

1 現地調査

希望者は,現地調査をすることができるが,現地に管理者のいる施設については, 管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 注意事項

- ・委託契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、業務委託料 に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者 であるか又は免税事業者である旨について、ただちに届出ること。
- ・委託契約書においては、建築士法第22条の3の3に定める記載事項について記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項(営繕課指定様式)を2部、ただちに提出すること。

3 重要事項説明

落札者は、建築士法第 24 条の 7 に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要 事項説明書(営繕課指定様式) を 2 部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確 認印を受け、1 部を落札者にて保管すること。

4 営繕積算システム (RIBC) の利用料

設計委託金額に営繕積算システム (RIBC) の内訳書数量入力システムLITE の利用料を含んでいる。

5 公共建築設計者情報システム (PUBDIS) の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計委託金額に含まれている。

6 重点調査

重点調査とは、設計金額が5,000万円以上の委託業務(工事監理業務を除く。)において、落札価格が、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。)に10分の6を乗じた額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)を下回る業務に対し、成果品の品

質確保を目的に, 重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

重点調査対象となった業務(以下「重点調査業務」という。)について、受注者は、 その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書(別記様式「業務計画 書」を含む。)」(様式第1号)を作成し、契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。

受注者は、提出した書類について係員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

重点調査業務の受注者は、業務担当職員を定め、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者(作業員を含む。)まで記載するものとする。

重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、着手時打合せ、業務完了時の成果品の受け渡し並びに業務履行中の全ての協議及び立会時には、総括監督員が出席 (臨場)し、説明又は協議をしなければならない。